

## 坂出市着地型体験プログラム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における着地型観光を推進し、交流人口の増加を図ることを目的に、多様な地域資源を活用した着地型体験プログラムの造成を支援する坂出市着地型体験プログラム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、坂出市補助金等交付規則（平成12年坂出市規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 着地型観光 本市の地域資源を活用したプログラムを通じて、観光客が市内に滞在する観光の形態をいう。
- (2) 地域資源 自然、歴史、文化等本市に存在する特徴的な資源をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内に事務所または事業所を有する法人、個人事業主および複数の民間事業者等で構成された団体で、市税を滞納していない者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 政党その他の政治団体
- (2) 宗教上の組織または団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 着地型体験プログラムの開発および普及促進に関する事業であること。
- (2) 新規性が認められる事業であること。
- (3) 情報発信のみの事業でないこと。
- (4) コンセプトが明確な事業であること。
- (5) 補助対象年度内に市内において複数回実施する事業であること。

- (6) 翌年度以降も継続が見込まれる事業であること。
  - (7) 宗教活動または政治活動が含まれる事業でないこと。
  - (8) 行政庁等の許可および認可等が必要な場合は、当該許可および認可等を受けられることが確実に見込まれている事業であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱に基づき補助を受けたことがあるもの（同一内容のものに限る。）については、補助の対象としない。

（補助金額）

第5条 補助金額は、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の2分の1以内の額とし、上限額は1の補助事業につき50万円とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるものとし、別表のとおりとする。ただし、当該経費が他の補助金等の交付の対象となるときは、当該補助金の対象経費としないものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を実施する前に次に掲げる必要書類を添えて、坂出市着地型体験プログラム支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請事業に係る事業計画書（様式第2号）
- (2) 申請事業に係る収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 事業実施に資格が必要な場合は、当該資格を証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請期間は、市長が別に定める。

（補助事業の審査等）

第8条 市長は、交付申請書の提出があった場合は、坂出市着地型体験プログラム支援事業審査会（以下「審査会」という。）に付議するものとする。

2 審査会の委員は、提出された申請書等をもとにプレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、別に定める審査基準に基づき採点する。委員の総合評価点の合計の上位から順に、補助を実施する候補となる事業を選出する。

3 審査会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(交付決定および通知)

第9条 市長は、審査会の結果報告を受け、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、坂出市着地型体験プログラム支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知する。また、補助金の不交付を決定したときは、坂出市着地型体験プログラム支援事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により通知する。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更、中止等)

第10条 前条第1項の規定による交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ坂出市着地型体験プログラム支援事業補助金変更承認申請書(様式第7号。以下「変更承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額を増額することはできない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の目的および補助事業の効果に影響を及ぼさない軽微な変更を除く。

(2) 補助対象経費の合計額の20%を超える金額を変更しようとするとき。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないときまたはその遂行が困難となったとき。

2 市長は、前項の変更を承認する場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、または条件を付することができる。なお、交付決定額の変更を伴うときは、坂出市着地型体験プログラム支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、坂出市着地型体験プログラム支援事業補助金中止・廃止届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の中止または廃止を承認する場合において、必要に応じ交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。

(事業の進捗管理)

第11条 市長は、補助事業の進捗状況を把握するため、必要に応じて、補助事業者に資料等の提示または説明を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により資料等の提示または説明を求められたときは、遅滞なく説明等を行わなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了後20日以内または当該年度の

2月末日のいずれか早い期日までに、次に掲げる必要書類を添えて坂出市着地型体験プログラム支援事業補助金実績報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 坂出市着地型体験プログラム支援事業実施結果報告書（別紙1）
- (2) 坂出市着地型体験プログラム支援事業収支決算書（別紙2）
- (3) 各経費に関する支払いを確認できる書類の写し
- (4) 補助事業者が参加者に対して実施したアンケート調査結果
- (5) 実績を確認できる写真等
- (6) その他市長が必要と認める書類  
（補助金額の確定）

第13条 市長は、実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、坂出市着地型体験プログラム支援事業補助金確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。  
（補助金の交付）

第14条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に支払うものとする。  
（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容を承認なく変更したとき。
- (4) 補助金の交付決定に付した条件または法令等に違反したとき。
- (5) 第11条に規定する資料等の提示または説明を拒んだとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（証拠書類等）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の管理）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項の財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付

の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、当該財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

対象経費

	補助対象経費区分	備 考
1	需用費	事業実施に直接必要な消耗品費、印刷製本費など
2	修繕料	事業実施に直接必要な改修工事費など 注) 内装・設備・施設工事費は必要最小限度とすること。
3	委託料	ホームページの制作や、PR 動画制作など、 専門業者等への委託経費
4	工事請負費	事業実施に必要不可欠と認められるもの
5	備品購入費	事業実施にあたり、必要不可欠なもので長期に使用する物品、ソフト等の購入費 ただし、パソコン、カメラ、コピー機等他の事業においても使用可能な汎用性の極めて高い物品は対象外とする。
6	その他事業に関し 市長が必要と認める経費	
注) 以下の経費は補助対象経費から除く。 ・事業者の運営経費 ・土地の購入に要する経費および補助費		